

青森市立戸山西小学校いじめ防止基本方針

平成 27 年 1 月 15 日策定

(平成 27 年 8 月 21 日改正)

(平成 29 年 2 月 8 日改正)

1 いじめの防止等の対策に関する基本方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえるとともに「いじめは人間として決して許されない」という認識のもと、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童はいじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期対応に取り組む。

いじめの認知は本人、親、友人の誰からの報告であっても「いじめの事態を心配している人から報告があったこと」とし、いじめの疑いの場合でも、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努める。

2 いじめについての基本認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ適切に対応する。

(1) 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつ

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度でいきわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同等に許されない。

(2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識をもつ。

(3) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任をもって徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

(4) いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。
道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

(5) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。

3 いじめ防止等に関する校内体制「いじめ防止等対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、教頭、生徒指導主任、いじめ防止推進教師、心づくり指導部、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、PTA会長、民生委員、主任児童委員、学校支援コーディネーター

(2) 活 動

- ア いじめの早期対応に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- イ いじめ防止に関すること
- ウ いじめ事案に対する対応に関すること
- エ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

(3) 開 催

週1回定期的に開催し、緊急の場合は随時開催する

4 いじめの防止等の対策の基本事項

(1) 学校の教育目標に「思いやりのある子」を掲げ、学年・性別にとらわれず仲良くし、いじめや卑怯な振る舞いをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

①授業改善に関わる取組

- ア 授業を通して自己有用感を味わわせるための授業改善
 - ・児童の有用感を調査し、具体的な方策を打ち立てる（平成28年12月調査、方策策定）

- イ 授業参観の視点を明らかにし、全ての教員がお互いの授業を参観し合い、協議する機会を位置付ける
 - ・校内研修の日常化として学年内授業参観、月曜日の学年会を利用した協議会の実施（平成29年1月から実施）

②教職員間の温度差を解消する取組

- ア いじめに関しての共通理解、共通の認識のできるワークショップ等を取り入れた校内研修を位置付ける
 - ・文部科学省、国立教育研究所等から出されている資料を用いた校内研修の実施（平成28年12月から実施）

(2) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

① 児童の居場所づくり、絆づくりを目的とした取組

ア 社会体験や交流体験の機会を位置付ける

- ・戸山っこタイム、清掃ボランティア等の縦割り班、校外班を活用しての取組（継続して実施中）

(3) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動（リトル JUMP チーム等）に対する支援を行う。

① 保護者や地域住民からの情報提供の受入体制の取組

ア 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制

- ・保護者からの相談の窓口を教頭とし、継続して情報収集にあたる

（継続して実施中）

- ・学級担任は積極的に電話訪問などで情報の発信や収集にあたる（継続して実施中）

イ 地域住民から通学路等の様子を伝えてもらう体制構築

- ・地域住民からは、教頭を窓口とし、地域の防犯協会・警察・町内会等と連携し、情報収集にあたる（継続して実施中）

- ・「戸山地区児童生徒の安全を守る会」の実施方法・内容の見直し

（平成 28 年度中の見直し、平成 29 年度からの実施）

(4) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権標語作り・全校集会等を実施する。

(5) 日常的に児童の心身の健康を観察するほかに、長期休業明けには特に詳しく児童の心身の変化の観察に努める。

① いじめに関する学習等に関する取組

ア 長期休業明けの道徳や学級活動の時間に、いじめの防止等に関わる価値項目や内容項目等を重点的に学習できるよう、年間計画に位置付ける

- ・道徳、学級活動指導計画の見直し、実際の指導

（平成 28 年 12 月見直し、平成 29 年 1 月から実施）

5 いじめの早期対応のための措置

(1) いじめ調査等

いじめに早期に対応するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

ア	児童対象いじめアンケート調査	月 1 回
イ	アにおける対象者の聞き取り	随時
ウ	保護者対象いじめアンケート調査	年 1 回（11 月）
エ	生活アンケート	年 2 回（8 月、1 月）
オ	全児童対象の個人面談	年 3 回（6 月、8 月、1 月）
		※その他随時
カ	学校生活の振り返り	月 1 回

キ 「(月例) いじめの状況報告書」の提出

毎月末にとりまとめ、翌月 5 日
までに市教委へ提出

(2) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次の通り相談体制の整備を行う。

ア スクールソーシャルワーカーの活用

(3) いじめの防止等に関する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のためにいじめ防止推進教師を置き、情報の集約・仮仕分けを行う。また、いじめ対策に関する研修を必要に応じて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

6 いじめに対する措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせその再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、青森市教育委員会及び青森警察署等と連携して対処する。

7 重大事態への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、青森市教育委員会にすみやかに報告する。
- (2) 青森市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査結果を青森市教育委員会に報告する。
- (6) 調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる。

※重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ問題対策委員会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に校内サポートチームを立ち上げ、一般児童等のメンタルヘルス・ケアを行い、全校児童の不安を解消させる。

8 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の 2 点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取り組みを評価する。

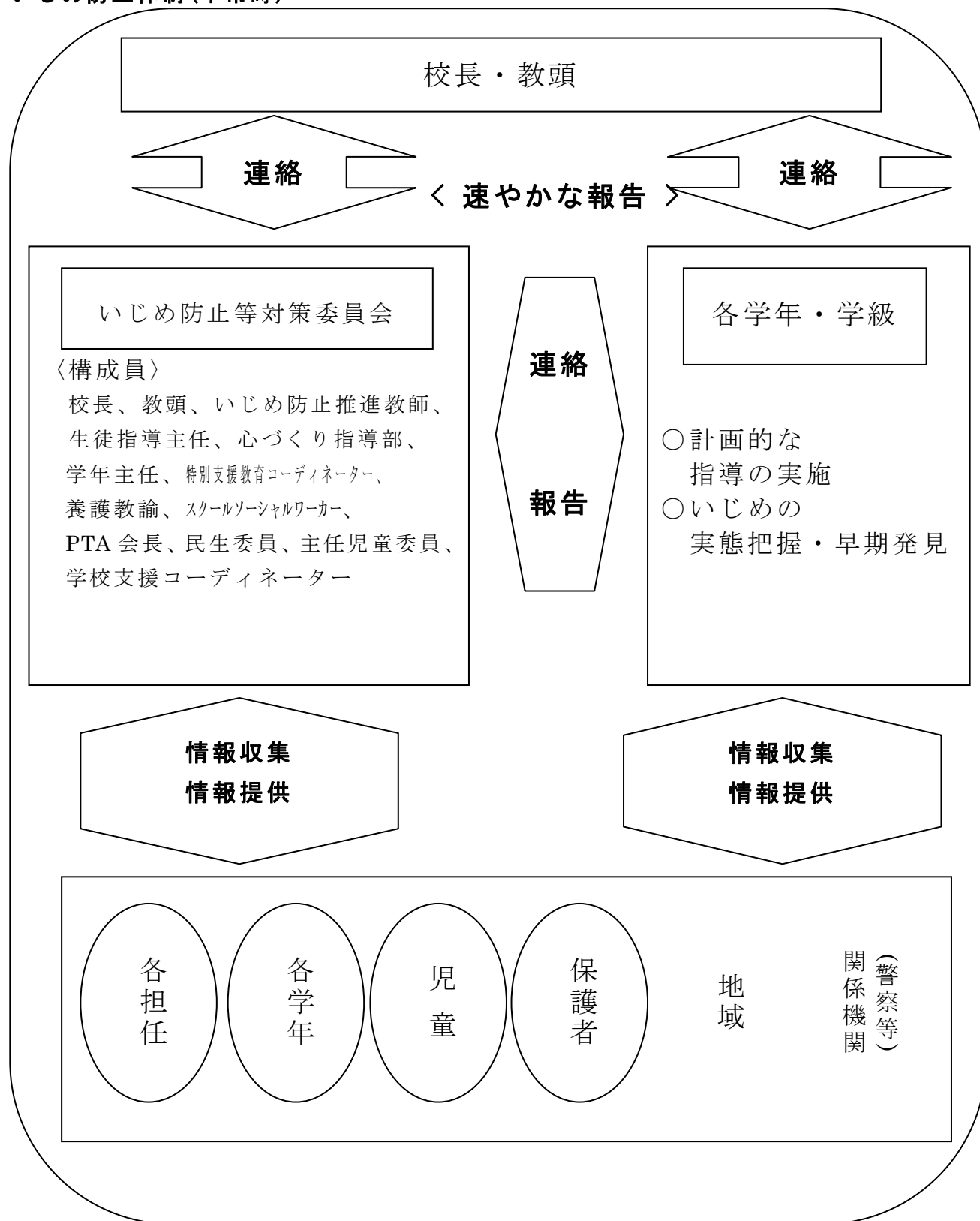
(１) いじめの早期対応に関する調査等の取り組みの評価に関すること。

(２) いじめの再発を防止するための該当児童との面談等の取り組みに関すること。

９ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発運動をして、情報モラル研修会等を行う。

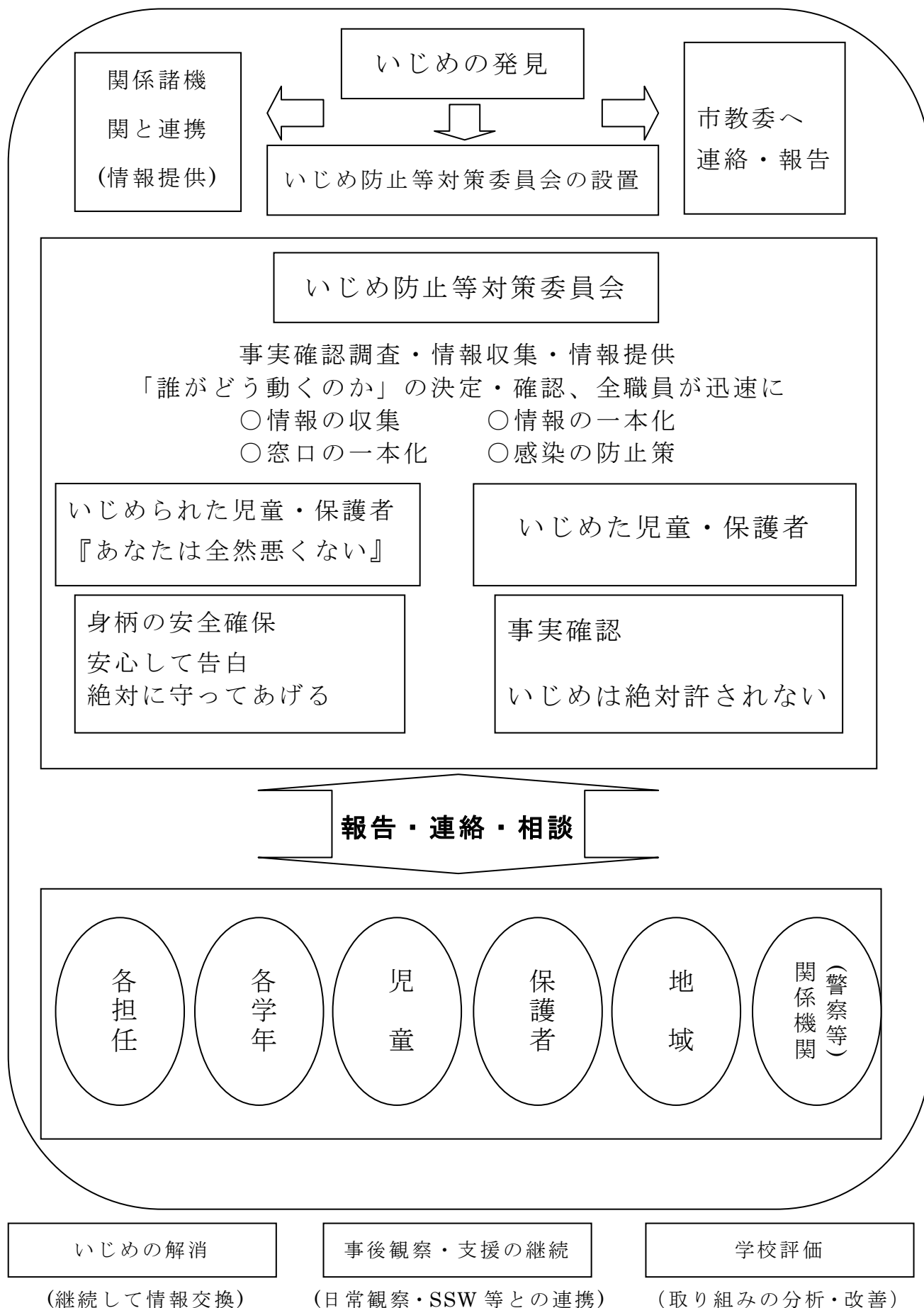
いじめ防止体制（平常時）



※「いじめ防止等対策委員会」を組織し、いじめ防止のための教育相談全体計画等に基づいて学校教育活動全体を通して取り組む。

また、同委員会が保護者との窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

いじめ防止体制（いじめ発生時）



いじめ防止体制（重大事態発生時）

